

同時資料提供先：高松サンポート合同庁舎記者クラブ
愛媛県番町記者クラブ、八幡浜記者クラブ

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
ご意見をお聴かせください。

～関係住民からの意見を聴く場を開催～

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

1. 開催日時

平成24年11月11日（日）13時から

2. 開催場所

大洲市役所大ホール

住所：大洲市大洲690番地1

3. 公開等

- ・会議は公開で開催します。
- ・一般傍聴の方の席を100席用意します。
- ・ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までです。
- ・取材や傍聴に関する詳細は別添1及び別添2をご覧ください。

平成24年11月 6日
国土交通省 四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局

電話：(087) 851-8061

河川部 河川計画課長 小長井 彰祐 (内線3611)

建設専門官 池添 好巨 (内線3614)

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場について（報道機関の方へ）

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 開催日時

平成24年11月11日（日）13時から

2. 開催場所

大洲市役所大ホール

住所：大洲市大洲690番地1（別紙－1）

3. 受付

- ・各会場とも、開会の30分前から受付を開始します。
- ・受付場所 会議場前入り口付近の報道機関受付窓口
- ・事前の登録は不要です。
- ・受付にて必要事項を記入の上係員の指示に従って入場してください。
- ・会場には、報道機関用の席を設けています。報道機関用の席に着席して取材してください。

4. その他

- ・取材に際しては、別紙－2の「取材についてのお願い」を遵守してください。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場について（一般の方へ）

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 開催日時

平成24年11月11日（日）13時から

2. 開催場所

大洲市役所大ホール

住所：大洲市大洲690番地1（別紙－1）

3. 受付

- ・各会場とも、開会の30分前から受付を開始します。
- ・受付場所 会議場前入り口付近の一般傍聴受付窓口
- ・事前の登録は不要です。
- ・受付にて必要事項を記入の上、係員の指示に従って入場してください。

4. その他

- ・説明会の参加及び傍聴に際しては、別紙－3の「傍聴要領」を遵守してください。

「大洲市役所大ホール」へのアクセス



「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場

取材についてのお願い

（取 材）

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。
 - ③ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
 - ④携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
 - ⑤報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の傍聴者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場

傍聴要領

（趣旨）

この要領は、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見を聴く場（以下「意見を聴く場」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

（意見を聴く場の傍聴）

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①会議における発言等への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ②発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③プラカード、はちまき、腕章などをしないこと。
 - ④ビラ、資料等の配布はしないこと。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。